



Title	岸総理大臣第1次訪米関係一件 準備資料 第1巻(7)日米両国政府の立場 外務省外交史料館レファレンス番号: nd)
Author(s)	-
Citation	平成30年度外交記録公開 公開日: 2018年12月19日 外務省外交史料館管理番号: A'.1.5.0.4-2 CD・DVD番号: H30-001
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/44185
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

(7)

日米
一両不
政府の
立場

極秘

日米会談における日米両政府の立場

一、日米夫々の基本的立場

現在の日米関係について、両国政府首脳部共 "something wrong" が存在すると云う認識をもち、従つて "something must be done" と感じてゐることにおいて、基本的には見解が一致してゐる。

岸総理の度々の言明並びに同総理自らの渡米希望の表明により、米政府としては、日本政府が真に日米関係の強化発展を欲してゐると云うことにはいささかも疑念を有してゐないと思られる。

また、今回の岸総理の渡米は、米政府自体が希望してゐるものであり、米政府としては、今回の会談を今後における実質的日米関係の強化発展の重要な礎石ならしめんことを期待してゐることも明らかである。この点従前の吉田総理並びに重光大臣の渡

米が、米側としては云わば受けて立つたものであつたのに比して、重要な相異が存する。問題は、日米協力関係を強化発展せしめんとする両国政府共通の目標を達成するための具体的方策について彼我の立場を如何に調整するかに存する。

日本側としては、日米協力関係増進を阻害している最大の原因は、日本国民の対米感情に存するとの認識に立ち、斯る対米感情を正常化するためには、必然的に過去における米国の対日政策についての批判と今後における之が修正に重点を置くこととなり、その意味で今回の会談の対象となるべき日米関係改善のための方策には相当程度の具体性を考慮し、問題によつては会談は単なる意見の交換に止らず、ネゴシエーションをも必要とするとの立場に立たざるを得ない。之に対し米側の見解は、米側の見解は、

連中共の動向を中心とする世界情勢判断と之に対応する米国の世界政策（特にソ連に対する軍事的優位確保の基本政策）を大上段に振りかざして、世界的規模における米国の政策の一環としての従来の対日政策のヂヤスキイフイケーションに重点を置き、之に対する日本側の理解と同調を期待するものと予想される。従つて会談に対する米国側の立場は、日本側のそれに比し、当然一般的抽象的傾向を有し、専ら意見の交換に重点を置くものと見るべきである。

換言すれば、日本側は会談の結果を日本国民の対米感情の轉換に直接的に効果あらしめんとするに對し、米国側は、会談自体は先づ兩國政府首脳者間の基本的な意見の一致（米国の基本的世界政策に対する日本政府の原則的同調を期待する）を直接的の目標

とし、日本国民の対米感情については、この様な両国政府首脳者間の基本的意見の一致を基礎として、専ら今後における日本政府自体のリーダーシップをもつた政治力に基づく国民世論の啓発に期待するとの立場をとるものと見られる。

(注) 以上は彼我の立場を云わば極端に対立的に見たものであり、実際には米側としても、今回の会談が日本の世論に与える重大な影響については、充分な認識を有しているものと見られ、従つて少く共日本側の言分に対しては謙虚に耳を傾け、米側の見解を一方的に日本側に押し付けるが如き態度はとらざるものと予想される。

三、安全保障（防衛）問題

米側としては、ソ連に対する軍事的優位の確保、具体的には

自由連合諸国の軍事力の増強と之等諸国間の軍事的結合の維持強化が、世界平和維持のための不可欠の要件なりとする、従来の基本政策は今後とも不変であるべき所以を強調し、之に対する日本政府の基本的同意を確認することを期待しているものと見られる。斯る確認が得られれば、米側としてはこの様な基本政策の日本に対する具体的適用については、日本のおかれた特殊事情を考慮して、可成りフレキシブルな態度に出るものと予想される。

(4) 安保条約改訂の問題（具体的問題点については条約局作成資料

参照）

米側としては、安保条約の不平等性について又その事が日本国民の反米的傾向の主因をなしていることについては、相当程度の認識を有しているものと見られるが、安保条約平等化の

具体的構想としては、何等かの形式における相互防衛条約を締結することが米國側の構想であるが、この様な構想を今回の会谈において、米國側より積極的に提案し来るとは先づ予想し得ない。況して今回の日本側提案の如き改訂案は米國側としては予期しおらざる所であり、日本側から提案あれば、かかる改訂に対する充分なるヂヤスチファイケーションを求められることは当然予想される所である。

日本側としては理論的見地より之がヂヤスチファイケーションを行うことは必ずしも困難ではないが、その場合といえども米國側としては次の如く實際的政治的考慮より、容易に斯る改訂案を容認することは期待し得ない。

(1) 安保条約は米國にとつては既得権であり、かかる既得権を一方的に制限することに対する反対（特に軍部）。

(2) 米國議会在承認するや否やに対する危惧。

(3) 日本側の要求に対する米國の一歩後退は、更に日本側の第三

第三の要求を誘発することとなり、究極的に兩國共同の安全

保障態勢そのものを弱化する結果となることに対する危惧。

米國側において斯る政治的實際的困難が存することに対して、

日本側としては当然日米協力の目的は日本国民の眞の支持を

くしては達成し得ずとの政治的基本的立場が主張され得ること

となる。但し之に対しても米國側よりは、安保条約の不平等論

は云わば形式論であり、極東の平和を維持せんとする政策につ

いて、眞に日米間に相互信頼關係（米國側よりすれば日本国民

の米国の極東政策に対する信頼）が確立されれば、斯る形式論は第二義的なものなりとの議論がなされるであろう。その場合においても、日本側としては、少く共、安保条約の実際の適用を含む、極東の平和維持のための具体的政策について、日本側は今後密接なる意見交換と協調を図ると云う趣旨の政策の確立を求めべきことは、日本側として最少限主張し得る立場である。

(四) 日本の防衛増強計画と米軍の撤退

米軍側としては、日本側の所謂防衛六ヶ年計画が着実に実行されることを最少限の期待としており、今回の会談において右計画に対し具体的に批判を加え更に右計画を上廻る如き防衛増強計画を示唆する如きことは予想されない。但し右計画に対応する米軍の撤退計画については、依然として各種陸上補給部隊と一部空海部隊の継続的駐留の必要性を強調するものと予想される。更に陸上戦闘部隊の撤退に関連して、当然原子兵器部隊の問題に触れることが予想されるが、現在の段階においては、

原子兵器の一般化に伴う戦略構想の変化と具体的には米陸軍の再編成についての米側の構想を披摭し、少く共日本政府首脳部の之に対する理解を要望するであろうが、現実に原子兵器部隊の日本派遣について、日本側の何等かのコミットメントを要求するが如きことは予想され得ない。

三、東南アジア諸国に対する経済協力

米国側としては、従来の日米協力は専ら軍事面に重点が置かれ、従つて日米間により広汎な協力の分野が存することが閑却され勝ちであるとの日本側の見解には全面的に同意するものと見られる。而して具体的協力方策として、東南アジア諸国との経済協力について、米国側として異存がある筈はなく、日本側より積極的に具体的方策の提案のあることを歓迎するであろう。

四 沖繩施政權返還（未完）

五 対中共国府政策（アジア局作成資料参照）